

群馬県立文書館 新規公開文書展2021
加藤史夫家文書（請求番号P1706）



沼田藩主土岐家の家臣だったお宅の文書群です。

伝存の経緯は不明ですが、甲州流兵学師範でもあった片岡家（片氏之図書印）や、国文学者でもあった伊藤光中の関係書籍（絡石舎文庫印）など、複数の沼田藩士の家蔵資料も含まれています。

文書群全体の特色は、兵学や礼法、海防に関する文書・絵図、また、国文学・国学の書籍（本居宣長など）が多くあることです。

当時の武士が伝統的な文武の教養を身につけていた様子がよくわかります。また、異国船来航による緊迫した状況下では、幕府の命令（軍役）で海防の業務に取り組んでいたことがわかる文書もあります。

計880点公開。

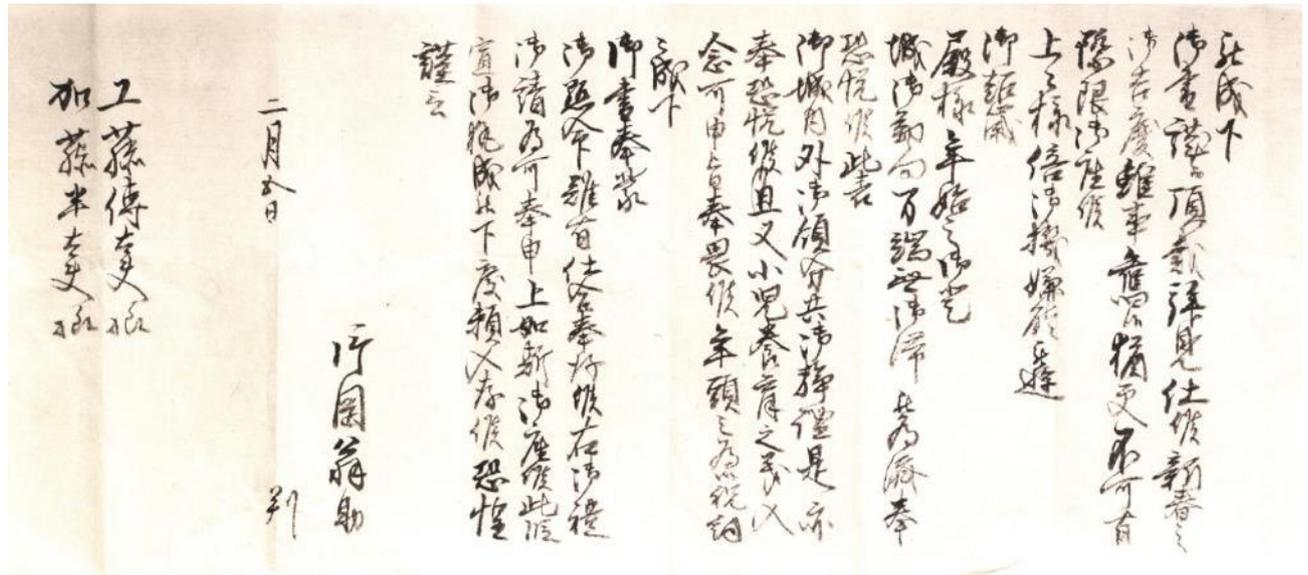
	表題等	年代	作成者→宛先	形態・数量	文書番号等
1	〔御直書御請案〕(年始、小児養育之義入念可申旨奉畏候)	文政8 (1825)年	片岡翁助 → 工藤伝太夫、 加藤半太夫	折1通	加藤家 491-6
	見どころは、沼田藩領において、「小児養育」(養育手当の支給など)を「入念」に行うべきだ、という藩主の指示が書かれている点です。				

沼田藩の家老、片岡翁助（安承）が加藤半太夫らに出した文書の案文です。藩主・土岐頼潤（よりみつ）から年始の書状（直書）を頂戴したことへの御礼が記されています。

特色は、「小児養育」を「入念」に行うべきだ、という藩主の指示が書かれている点です。江戸時代の後半は全国的に、農村の働き手の減少と少子化が深刻になり、領主の財政状況が悪化しました。上野国（現在の群馬県）において、沼田藩の少子化対策（養育手当の支給、間引きの禁止など）は早かったといわれていますが、そ

の理由として、天明3（1783）年の浅間山の噴火、以後の飢饉等で大きな打撃を受けたことが考えられます。

なお、加藤半太夫（規寧）は「家中由緒書」によれば当時39歳で、高53俵3人扶持、古武道の堤宝山流和合の免許などを持っていました。当文書群には、幕末維新期の「加藤恰」が藩から堤宝山流和合の世話人に任命された文書があります（文書番号523）。



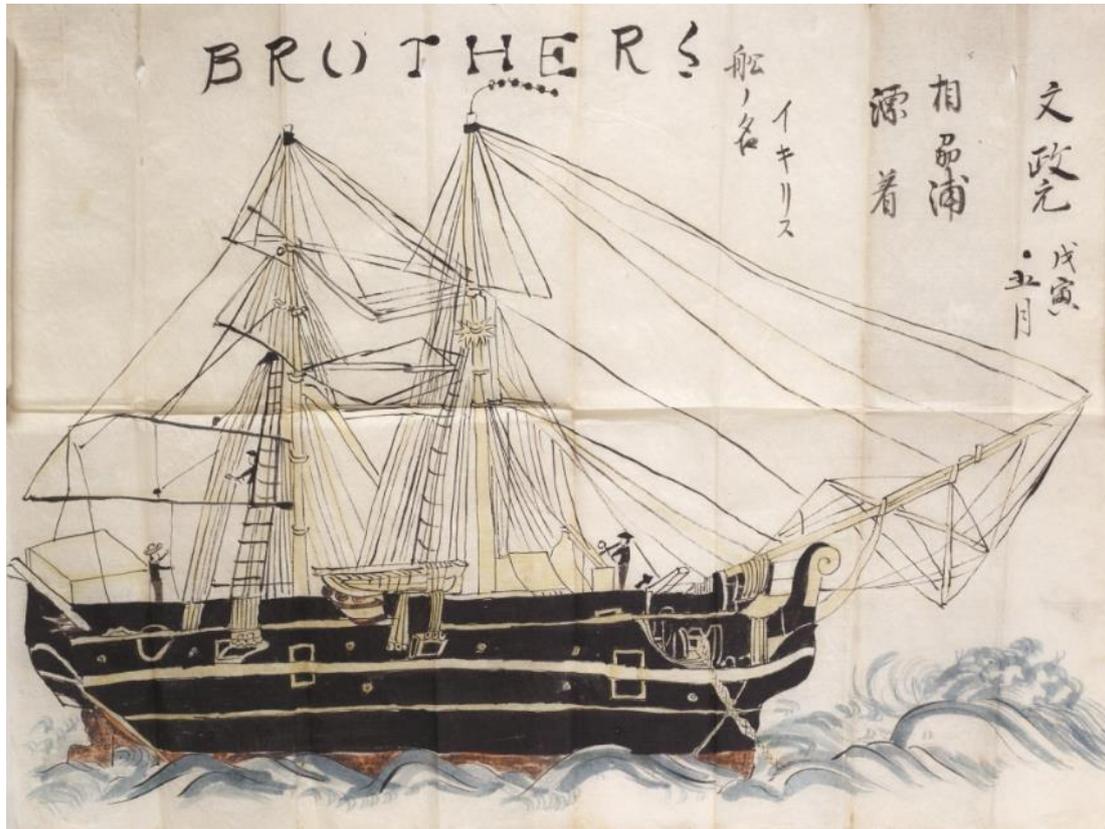
御書成し下され謹みて頂戴、拝見 仕り候、新春の御吉慶、事旧候と雖も猶更、際限有るべからず御座候、上々様 倍 御機嫌能く、御超歳遊ばされ、殿様年始の御登城御勤め向き、万端御滞り無く済ませられ、恐悦奉り候、此の表、御城内外・御領分とも御静謐、是亦恐悦奉り候、且又小児養育の義、入念申すべき旨、畏み奉り候、年頭の御祝詞として、御書成し下され、御懸命蒙り奉り、有難き仕合せに存じ奉り候、右御礼御請け申し上げ奉るべき為、斯くのごとく御座候、此の段宜しく御執り成し下され度、頼み入り存じ候、恐惶謹言

二月五日

片岡翁助 判

工藤伝太夫様
加藤半太夫様

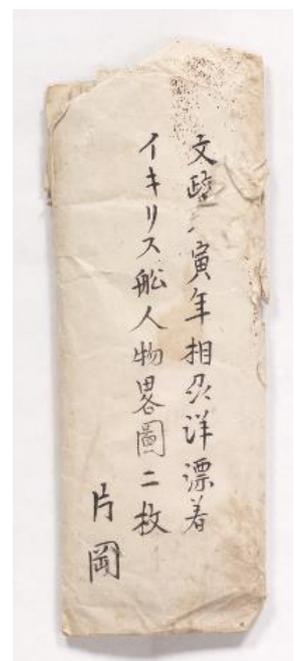
2	〔絵図〕(相州浦漂着イギリス船ノ名 BROTHERS) *縦 28.0cm×横 36.5cm	文政元 (1818)年	(片岡)	絵図 1 鋪	加藤家 816-1
	アメリカのペリー来航より35年も前に相州(相模国)に現れたイギリス船が描かれています。黒い船の上には「BROTHERS」という船名が記されています。				



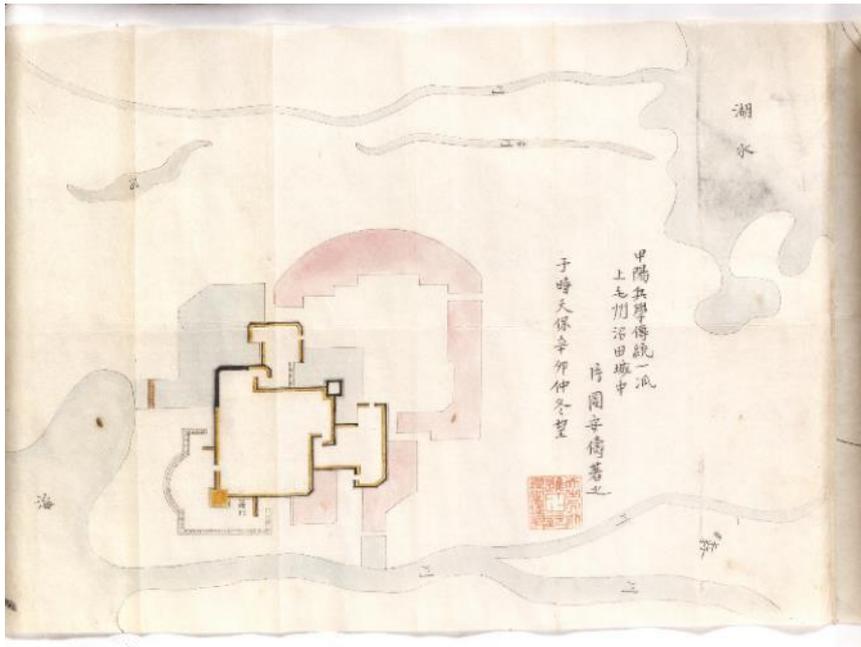
文政元（1818）年に相模国の海岸（現・神奈川県）へ現れたイギリス船を描いています。幕末のペリーの来航がよく知られていますが、それ以前にも欧米列強の来航がありました。

本絵図では、船の絵の上に「BROTHERS」（ブラザーズ号）と船名が英語で書き込まれています。「漂着」と記されていますが、実際にはイギリス海軍将校のゴルドンが幕府との通商を求めて訪れたようです。

包紙には「片岡」と記されています。当文書群の特色の1つは、嘉永期に海防に携わった片岡家が業務で用いたと思われる資料が約20点あることです。この絵図は文政期の異国船来航を描いていますが、片岡家が後年の海防の業務で用いた資料かもしれません。

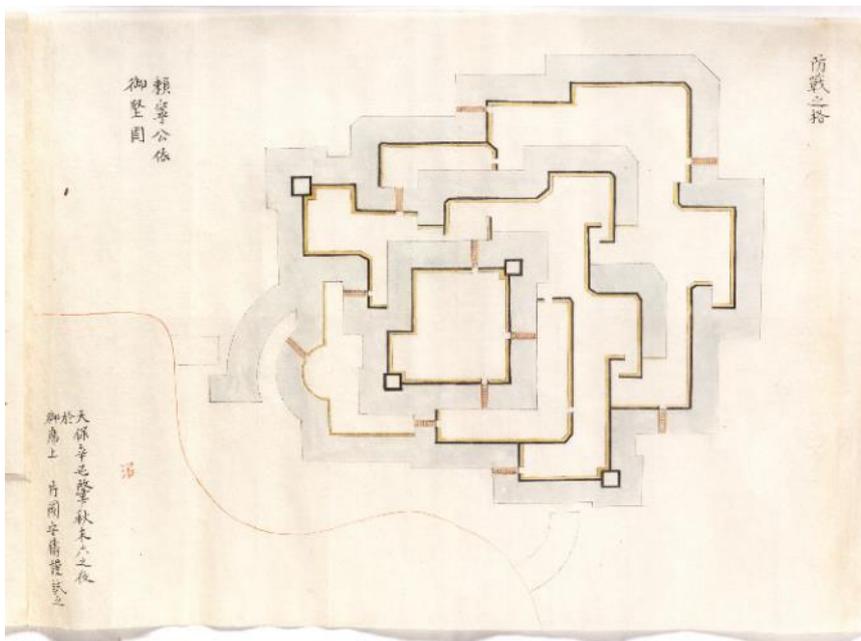


3	代々縄張(籠城之格、18城) *縦 27.5cm×横 693.5cm	安永7(1778)年 ～天保11 (1840)年	片岡安儔、 ほか	継 1 卷	加藤家 428
	沼田藩の甲州流兵学の師範が描いた城絵図です。横に「甲陽兵学伝統一派 上毛州沼田城中 片岡安儔」と署名しています。				



当文書群の特色の1つは沼田藩士が学んでいた兵学、特に甲州流兵学の資料が多くあることです。そのうちの1つが、城の縄張り（設計）を描いた絵図です。

上の絵図（天保年間）には「甲陽兵学伝統一派 上毛州沼田城中 片岡安儔」と署名されています。片岡家は沼田藩の甲州流兵学師範を務めていました（資料1の家老・片岡翁助安承もその一人です）。



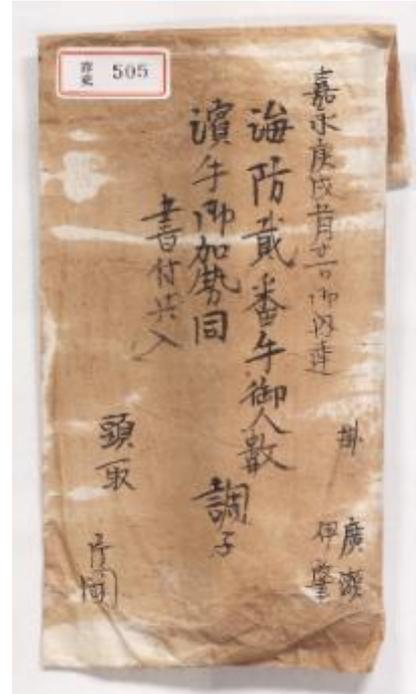
下の絵図（防戦之格、天保年間）には「頼寧公依（より）御堅固」とあり、片岡安儔の城絵図を上覧した藩主の褒め言葉が記されています。

4	伺候覚 (海防二番手人数割につき、浜手御加勢、夷賊海防につき)	[嘉永3 (1850)年]		切継 1 通	加藤家 505-3
異国船の頻繁な来航に際し、沼田藩が担当する湾岸警備について、さまざまな意見(後半は主に経費削減案)が箇条書きされています。					

嘉永期の海防（湾岸警備）の業務に関する資料があることも、当文書群の特色の1つです。

袋（右）には年代のほか、「海防」「浜手御加勢」「頭取 片岡」といった語句があり、嘉永3（1850）年の主担当が片岡氏であったことがわかります。

資料4はこの袋の中の1通で、後半には沼田藩領から派遣する際の経費削減プランが事細かに書かれています。興味深いので一部をご紹介します。



- ・在町（沼田町）の馬を徴発しても仕込めなければ「害」になるだけであり、数の点でも江戸の沼田藩厩の馬で足りる。
- ・鉄砲組は専ら（沼田藩領の）猟師を交えるが、鉄砲は駄荷で送り、猟師は道中、荷物運び、陣中では日用人足として使う。
- ・弓・長柄は海防には無用なので、組の者は略し、陣中警固の際に飾る（「夷賊」が万一上陸した時は使うかもしれない）。

[そのほか]

- ・江戸から出発する一番手の人数割がわからないので、取りかかれない。
- ・「浜手御加勢」については先年、清水半九郎が報告したので、それをもとに準備すればよい。

海防業務を任された沼田藩の様子がわかり、興味深い資料の1つです。

なお、文中の清水半九郎（長盈）は片岡家の出身で、藩主に甲州流兵学を進講したこともあり、その子（中村尚重）は嘉永・万延の頃、甲州流兵学師範（片岡家）の後見でした。

伺々覺

一 御勤めの調子にて足り御座候や、

御上 御出馬の

思し召しに御座候や、

方大いに相違仕り候

江戸表より差し出され候

未だ拜見仕らず候えども、粗承知仕り候には

公儀御定めの御軍役よりは余程御人数

多くにも御座候やの由、之れにより御定め御軍役に

拘らず、海防一色に調子を取り申すべきや、一番手と

式番手は合し候儀に御座候間、一番手の御人数割拜見の上に之れ無く候ては、調子を取り

出来兼ね申し候間、拜見仕り度御座候

騎馬の分も海防のみの事故、役騎馬

の分計り、其余りは途中も歩行立の由、粗

承知仕り候、馬数余り計り相成り候ては、口取りも相

増し、都て粮積等余程の相違に相成り申候、

左候えば、江戸・沼田御厩の御馬にて御間に

合い申すべきや、在町の男馬差し出させ候ても、仕込み候上に

之れ無く候は、却て害之れ有るべきやと存じ奉り候、此の儀

は浜手御加勢迎も同様に御座有るべく候

(後略)

一 御勤めの調子にて足り御座候や、

御上 御出馬の

思し召しに御座候や、

方大いに相違仕り候

江戸表より差し出され候

未だ拜見仕らず候えども、粗承知仕り候には

公儀御定めの御軍役よりは余程御人数

多くにも御座候やの由、之れにより御定め御軍役に

拘らず、海防一色に調子を取り申すべきや、一番手と

式番手は合し候儀に御座候間、一番手の御人数割拜見の上に之れ無く候ては、調子を取り

出来兼ね申し候間、拜見仕り度御座候

騎馬の分も海防のみの事故、役騎馬

の分計り、其余りは途中も歩行立の由、粗

承知仕り候、馬数余り計り相成り候ては、口取りも相

増し、都て粮積等余程の相違に相成り申候、

左候えば、江戸・沼田御厩の御馬にて御間に

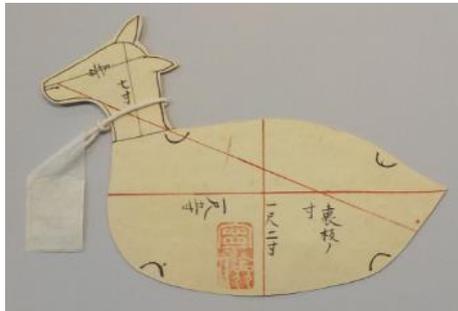
合い申すべきや、在町の男馬差し出させ候ても、仕込み候上に

之れ無く候は、却て害之れ有るべきやと存じ奉り候、此の儀

は浜手御加勢迎も同様に御座有るべく候

(後略)

5	〔雛形〕(草鹿形、的)	(近世)	(渡辺正縄)	1点	加藤家 347
	鹿の形を模した弓術の的の雛形(小型の見本)です。				



一見かわいらしい鹿のグッズに見えますが、胴体の中心には的があり、弓術の的の雛形です。的中と見なされる白円の4寸的のほかに、裏面にはサイズ等が記されています。

当文書群には様々な雛形が約20点あり、中には手形と紙の紐で弾(ゆがけ、弓を引く時につけるグローブ)の紐の結び方を示すものもあります(文書番号350)。

この資料には、包紙にも興味深い点があります。1つは「寧儉」の朱印です。当文書群にはこの印の押された資料が約100点もあり、そのほとんどが武芸や、小笠原流礼法をはじめとする礼法の資料です。

2つめは「渡辺正縄」という署名です。当文書群にはこの人物が作成したり、その可能性のある文書が数10点に上ります。正縄は「家中由緒書」によると、家老・渡辺左門の嫡子で、武芸掛(係)などを勤め、嘉永元(1848)年に43歳で亡くなりました。

群馬県立文書館 新規公開文書展2021〔資料6～9〕

山高幾之丞関係文書（請求番号P01111）

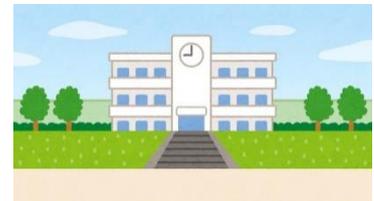


教育者・山高幾之丞に関する文書群です。長年、山高家で保存されてきたもので、同家より預かった群馬大学名誉教授・所澤潤氏が寄贈されました。

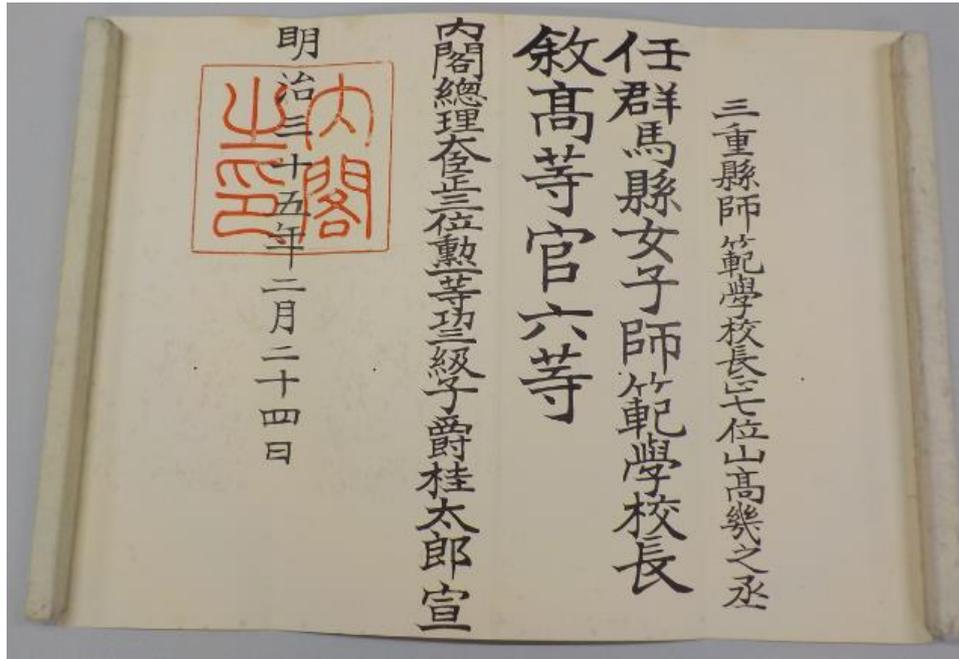
幾之丞は群馬県女子師範学校（現在の群馬大学教育学部の前身の1つ）の初代校長を勤めましたが、在職中に死去しました（満44歳）。

当文書群の中心は、日記・日誌類11点、辞令・感謝状など約130点、試験答案用紙などの教育関係の資料、生徒らとの集合写真などです。計264点公開。

なお、フェミニストで戦後、参議院議員を務めた山高しげり（1899～1977）は彼の子どもです。



	表題等	年代	作成者→宛先	形態・数量	文書番号等
6	〔辞令〕	明治35 (1902)年	内閣総理大臣 桂太郎 → 山高幾之丞	1通	山高関係 2-94
	初代の群馬県女子師範学校(群馬大学教育学部の前身)の校長に任命された幾之丞の辞令です。				



山高幾之丞は元治元（1864）年、紀伊国和歌山（現和歌山市）に生まれ、東京師範学校で学び、三重県師範学校に勤めていました。校長の職にあった明治35(1902)年、群馬県女子師範学校初代校長に任命されました（満38歳）。

群馬県女子師範学校は、現在の群馬大学教育学部の前身の1つです。現在の前橋市にありました。

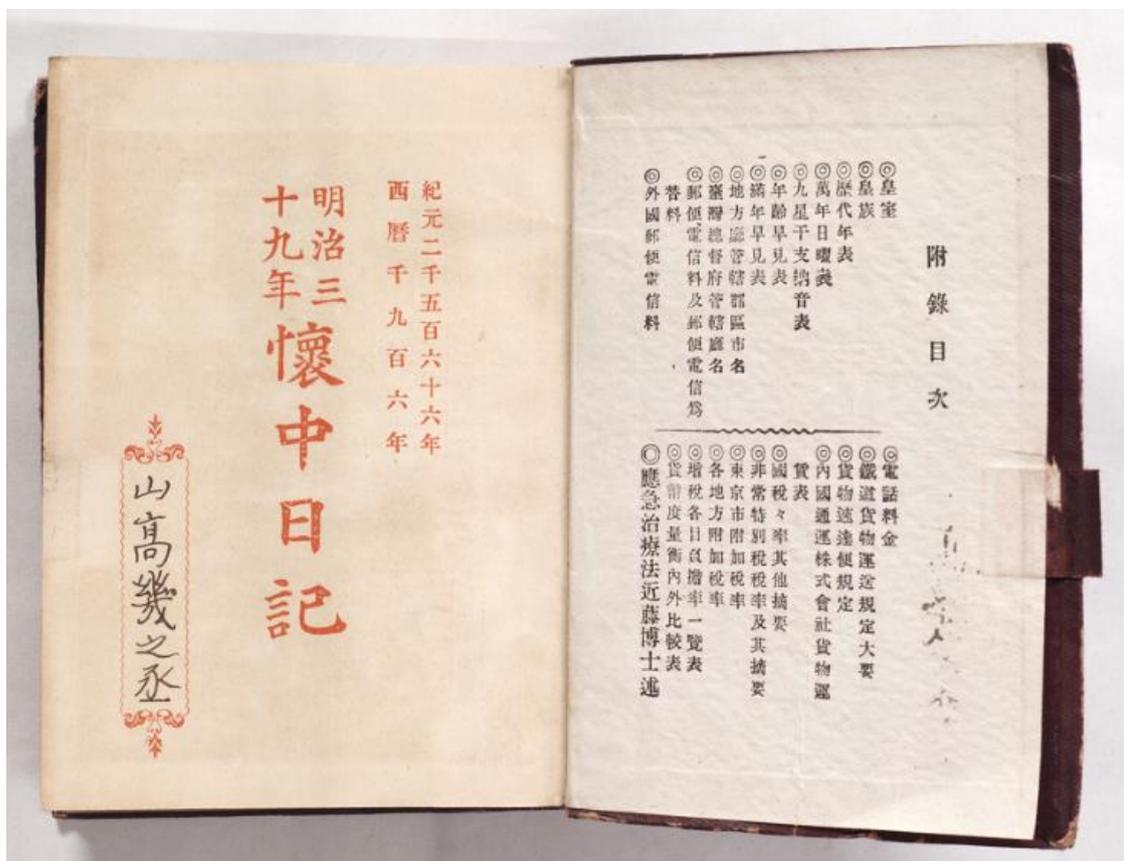
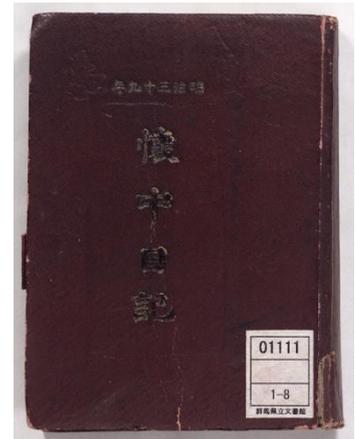
この辞令には、内閣の大きな朱印が押されています。当時の総理大臣は桂太郎（1848～1913）です。桂は日露戦争時（1904～1905）の内閣総理大臣で、彼の在職期間は最近まで憲政史上最長でした。

7	明治三十九年懷中日記 (1月1日～12月31日)	明治39 (1906)年	山高幾之丞	1冊	山高関係 1-8
山高幾之丞による自筆の日記で、署名もあります。当時の市販の日記帳・手帳の様子もわかります。					

当文書群の特色の1つは、日記が11冊あることです(うち1冊は、父親の幾之丞をまねた子どもによるものかもしれません)。年代は1冊が明治10年代で、ほかは明治30年代のものです。

内容は仕事に関するものが多く、学校行事や群馬県内の学校への視察などのほか、教育現場で役立ちそうな格言や当時得た知見なども書き留められています。1冊を除き、市販の小型の日記帳を用い、ペンや筆で書かれています。

日記帳自体で興味深いのは、日記を書くページの余白に生活上の教訓や詩歌が印刷されていたり、様々な情報が付録として掲載されていることです。日本の日記帳・手帳の文化にもふれることができる資料です。



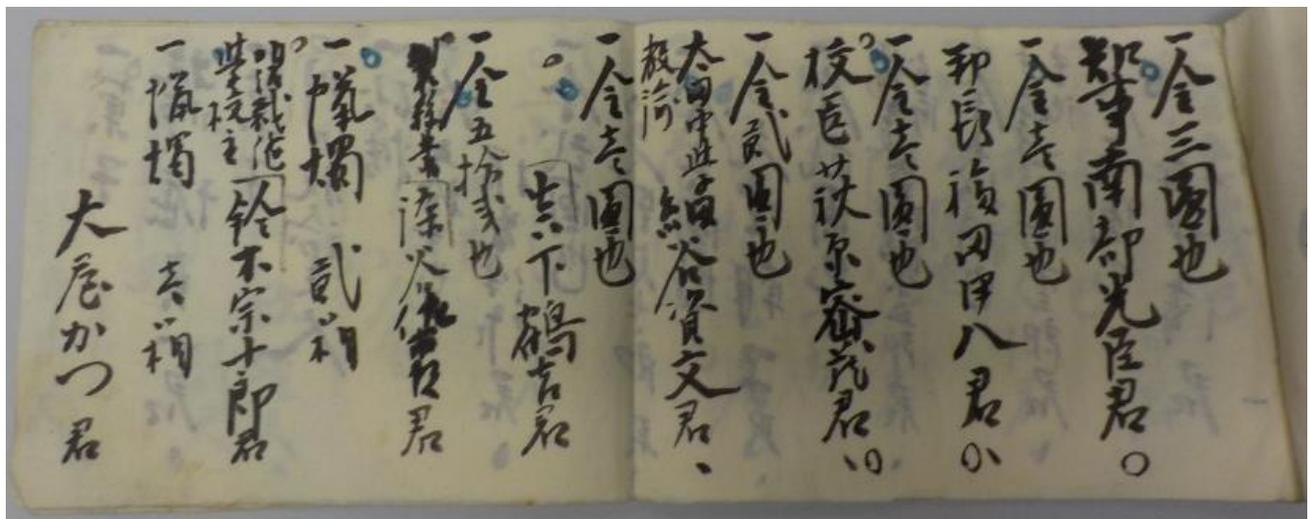
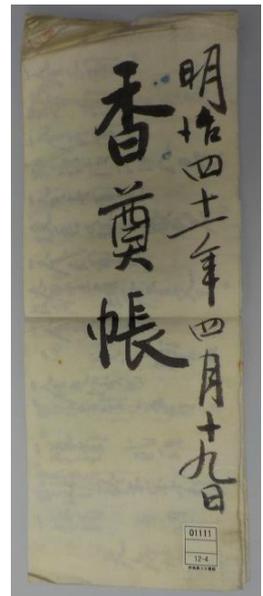
8	香奠帳 (知事 南部光臣、郡長、校医など、香奠 全額204円70銭、ほか)	明治41 (1908)年	横長 1冊	山高関係 12-4
	幾之丞の逝去に際し、当時の群馬県知事や医師萩原密蔵(詩人・朔太郎の父)ら多くの人から香典が寄せられたことがわかります。			

幾之丞は群馬県内の学校教育の向上に精力的に取り組んでいましたが、満44歳で亡くなりました。

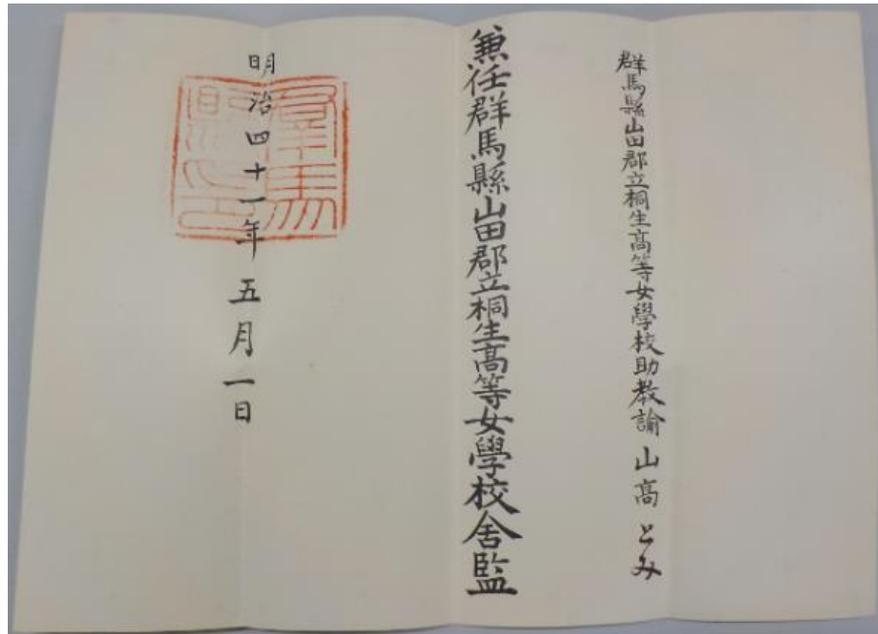
この資料は葬儀の際の香典帳です。1人めの「知事 南部光臣」は当時の群馬県知事です。2人めは「郡長 福田伊八」で、3人め「校医 萩原密蔵」は、前橋市出身で日本近代詩に大きな功績を残した萩原朔太郎(1886~1942)の父親です。

香典帳には県内外の多くの人の名前が見え、本県で生涯を閉じた幾之丞の功績が偲ばれます。

なお、写真帳(文書番号10-1)には、前橋市内での葬列を撮影したと思われる写真もあります。



	〔辞令〕	明治41 (1908)年	群馬県 → 山高とみ	1通	山高関係 2-128
9	この年に開校された桐生高等女学校の助教諭兼舎監に任命された幾之丞夫人の辞令です。この学校は2021年4月から新設の桐生高校に統合される桐生女子高校の前身です。				



山高関係文書の最後は2021年4月、新設の桐生高校に統合される伝統校・桐生女子高校、通称「桐女（きりじょ）」に関する文書です。

この辞令からは、幾之丞の逝去後、夫人とみが桐生高等女学校（後の桐生女子高校）の助教諭・舎監として、桐生町（現桐生市）に赴任したことがわかります。桐生高等女学校は、辞令にある明治41年5月に開校した新しい学校でした。

とみは三重県出身で、東京の女子師範学校（現在のお茶の水女子大学）に学び、教員として幾之丞の同僚でした。夫の死去により仕事に復帰した彼女は、その後も群馬県外の学校で働き続けて子どもを育てました。子の1人、山高しげりがフェミニストとして活動した理由の1つは、一人親世帯の苦勞を知っていたことだともいわれています。

赤石幸夫氏収集文書（請求番号P1806）



赤石氏が収集した文書・絵図です。今回53点が公開され、前回分と合わせて公開点数は計58点に増えました。

前回の公開分は、明治時代の碓氷郡中野谷村（現・安中市）に関する「収穫地価取調帳」でしたが、今回の公開分には東毛地域に関する江戸時代の資料が多く含まれています。

江戸時代の資料の中には、関所通し証文が13点、為替手形が7点、図・絵図が5点あります。

以下、江戸時代から大正時代までの5点をご紹介します。

	表題等	年代	作成者→宛先	形態・数量	文書番号等
10	一札之事 (此の者2人富士参詣に罷り 通り、関所通し証文)	寛政11 (1799)年	上州山田郡丸山村 名主 林内 → 関所 当番衆中	縦1枚	赤石氏 収集 17
	山田郡丸山村(現・太田市)から、同村の2人が富士山へ参詣に出かけた際の関所手形です。				

江戸時代は多くの庶民が旅をするようになりましたが、現代の観光旅行とは違い、寺社への参詣を目的として、各地の関所を通過するための証文が必要でした(現在、空港でパスポートを提示する場合に近いかもしれません)。

この文書は、上州山田郡丸山村(現・太田市丸山町)の村民2人が「富士参詣」に出かけた際の証文で、名主が2人の身元を証明し署名・押印しています。

文中の「富士」は富士山と考えられます。江戸時代の富士山は、宗教的な聖地として多くの信仰を集めていました。



一札之事

一 此者式人

(一 此の者式人)

右者此度富士参詣二罷通り候間、

(右者、此の度富士参詣に罷り通り候間)

御関所無相違御通し可被下候、為

(御関所相違無く御通し下さるべく候)

後日、通手形一札、仍而如件

(後日の為、通手形一札、仍つて件のごとし)

諏訪七左衛門知行所

上州山田郡丸山村

名主

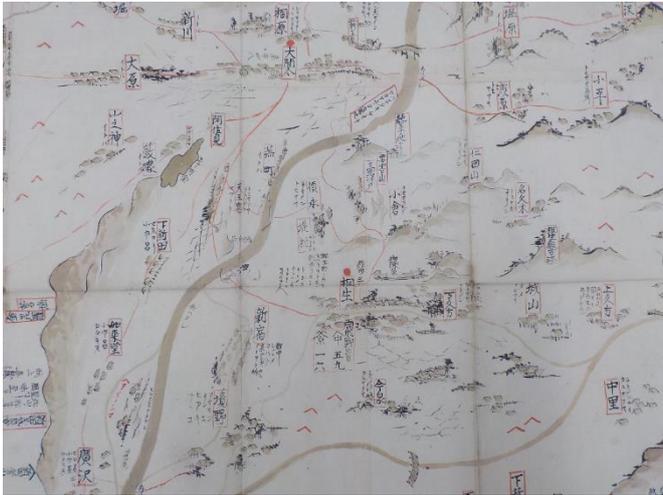
林内(印)

寛政十一未年七月

御関所

御当番衆中様

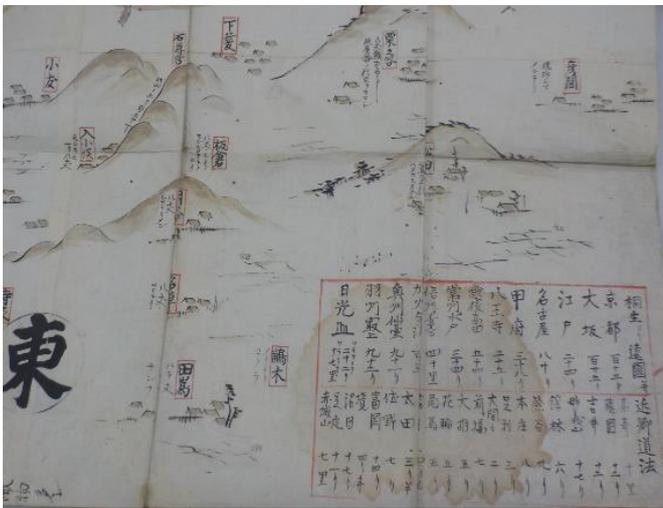
11	上州一国之図 *縦 91.7 cm×横 80.5 cm 画像は部分	文政2 (1819)年	佐川勘六・弥兵衛 之れを写す	絵図 1 舗	赤石氏 収集 54
	「桐生」(赤丸●)を中心とした地域について、絵や文字で当時の情報が記されている大型絵図です。養蚕・製糸・織物業に関し、多く記されています。				



『上州一国之図』という題名ですが、「桐生」(赤丸●)を中心に渡良瀬川・桐生川流域や、隣接する野州(現在の栃木県)の町村が詳しく描かれています。織都・桐生の繁栄を強調し、東毛地域を大きく扱っている絵図です(北毛は描かれず、「関東大ノ広川 利根川」以西も大部省略されています)。



西端には赤城山(「西」の字のあたり)が大きく描かれ、「上野第一ノ高山ノ四季雪不絶」と記されています。なお、現在の群馬県最高峰は関東最高峰でもある日光白根山(2,578m、群馬・栃木県境)で、赤城山(1,828m)に万年雪はありません。



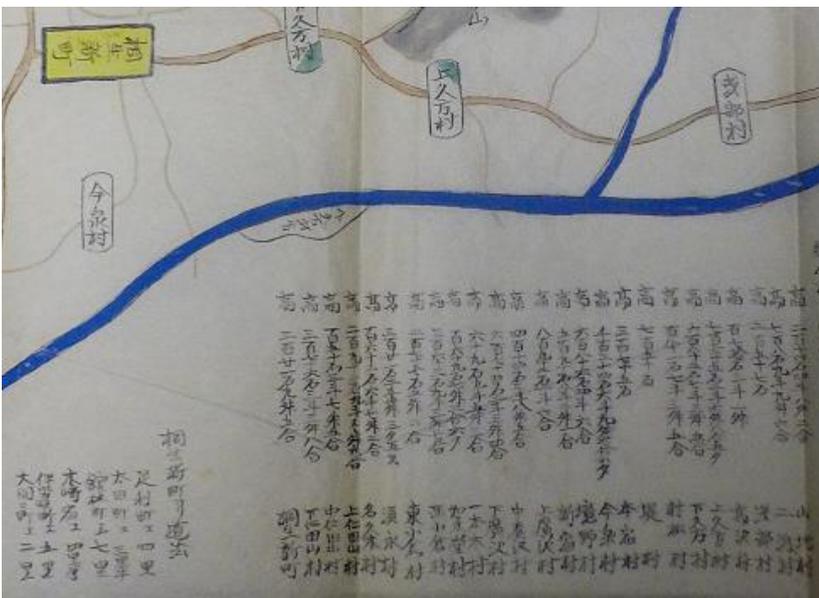
本絵図は3色で描かれています。太い幅の線は渡良瀬川や利根川です。また、下方には桐生から京都、大坂など主要都市への距離の一覧表も記載されています。町村や地域について、当時盛んだった養蚕・製糸・織物業のことを中心に文字情報も書きこまれており、見どころが大変多い絵図です。

12	上野国山田郡桐生新町寄場組合 村々匱(あら)絵図面(写) *縦 40.7 cm×横 53.3 cm	明治元 (1868)年	絵図 1 舗	赤石氏 収集 50
	桐生新町(黄色い長方形)、寄場組合村々(黒枠の長方形)や、渡良瀬川などの河川(青い太線)、山・丘陵(灰色)が明瞭に描かれている絵図です。			



下方に列記されているのは、村々の村高(村の生産量を石高に換算したもの)です。

これらの村々は桐生新町を寄場(よせば、組合の中心地)とする村々です。「明治の大合併」(明治22(1889)年)まで、全国には多くの村がありました(一般的に村の規模は、現在の大字と同じくらいだったといわれています)。



関東の場合、領主が多く、複数の領主がいる村もあったため、治安が悪化した江戸時代後半になると、幕府は思うように治安を維持することができませんでした。そこで文政10(1827)年、寄場組合村を作り、組合を通じて博徒・浪人等の取り締まりや命令の伝達を図りました。

なお、当時の寄場組合村々が「平成の大合併」などで1つの自治体になった場合もあります。

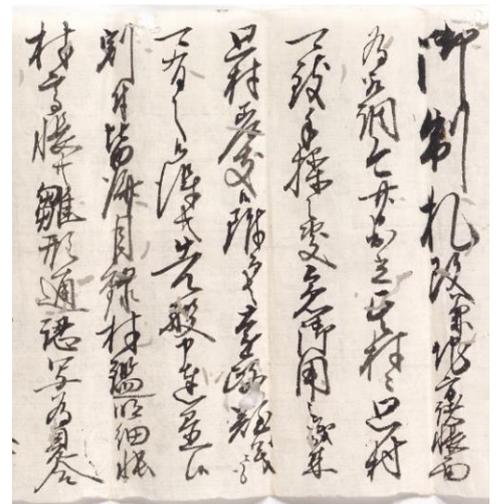
13	〔前橋鎮撫附 水沼役所より急廻状〕(制札改め兼地方諸帳面取調の件)	慶応4 (1868)年	前橋鎮撫附 水沼役所 → 日影南郷村持ち添え、下水良村ほか、右村々役人中	継 1 通	赤石氏 収集 8
	慶応4(1868)年8月、勢多郡水沼村(現・桐生市黒保根町)の星野家から出された、赤城山北麓の村々への至急廻状です。				

文書の表書きには赤字で「急」と書かれており、至急、村々へ回達した連絡であることがわかります。水沼村・星野家の「前橋鎮撫附 水沼役所」から出されたものと思われます。

前橋鎮撫(前橋鎮撫所)は当時、政府や前橋藩の監督下で、旧幕府領の村々を管轄する重要な機関でした。

廻状の特徴として、文書の末尾に宛名の村々が列記され、各村名の下には文書を読んだしるしとして印鑑が押されています。

宛先の「日影南郷村」「生越村」などは赤城山北麓の片品川南岸の村々、最後の「川額村」は赤城山西麓の利根川沿いの村です(現沼田市や利根郡昭和村)。水沼村は赤城山東麓の渡良瀬川沿いですから、水沼役所の担当地域が広がったことがうかがえます。



(表書)

前橋鎮撫附
ちんぶ

水沼

廻状 役所

急 辰八月廿日巳上刻 日影南郷村始

(本文)

御制札改め兼地方諸帳面

取り調べの為、今廿日出立、其の村々廻村

致すべき手操りの処、急御用の義出来、

廻村差し支え候、附ては遠路難義にも

之れ有るべく候えども、先般申し達し置き候

割付・皆済目録・村鑑明細帳・

村高帳共、雛形通り したた認め写し、見合わせ

(中略)

重立ち候もの壺人つつ、来廿五日

罷り出で、着き、相届けらるべく候、此の廻状急速

順達、留り村より出張の節返却

致さるべく候、以上

前橋鎮撫附

水沼

辰八月廿日 役所 (印)

日影南郷村持添

しもみずら下水良村 (印)

砂川村 (印)

石戸新田 (印)

おごせ生越村 (印)

貝之瀬村 (印)

上糸井村 (印)

かわ川額村 (印)

右村

役人中

14	上野国新田郡太田在姫子鉱泉場真景 *包紙有	大正2 (1913)年以 降	鉱泉湯元 大島館	1枚	赤石氏 収集 43
今はなき姫子鉱泉(現・太田市大島町に所在か)と、その近景および遠景が名所を中心に描かれています。					



現在の太田市大島町にあった「姫子鉱泉場」を鳥瞰図のような構図で紹介した絵図です。遠景には、噴煙を上げる浅間山、上毛三山（左から妙義山、榛名山、赤城山）が描かれています。

近景には「上毛かるた」の「太田金山（おおたかなやま）子育呑龍（こそだてどんりゅう）」で有名な大光院、「日本100名城」の1つである金山城の跡にある新田神社、鉄道（大正2年開通の東武桐生線か）などが描かれています。

「大島館」には2階建ての建物が数棟見えます。敷地の背後に「姫塚」がありますが、当館収蔵の壬申地券地引絵図「大嶋村」〔明治6（1873）年か、請求番号A0181AMA、文書番号299〕の北部には、半円状などの茶色い「塚」が複数描かれています。同じ場所ではないようですが、「姫塚」も似たような塚で、小型の古墳だったのかもしれませんが。

左下には鉱泉の効能やアクセス方法、駅名なども記載されています。包紙には近辺の伝承に登場する姫君をモデルにしたらしい女性のイラストが配されており、幅広く集客しようとした意図がうかがえます。

姫子鉱泉は当館収蔵の「新田郡鳥之郷村郷土誌（補遺）」〔大正3（1914）年、請求番号PF0007、文書番号73〕の村図にも記されていますが、現存しません。本資料は温泉大国・群馬の歴史の一端がうかがえるものです。



群馬県立文書館 新規公開文書展2021〔資料15～19〕

若宮八幡宮文書（請求番号P1903）



前橋市青梨子町にある若宮八幡宮に伝わった文書群です。『群馬県史』の編さん時にも調査された江戸時代の古文書が含まれています。

青梨子町は前橋市の西部で、榛名山麓にあります。なお、明和元（1764）年からは沼田藩領になりましたので、明治4（1871）年の廃藩置県の直後は沼田県でした。

当文書群の点数は15点ですが、近世文書が2点あり、どちらも幕末期の「若者議定書之事」です。ほかの13点は、明治期以降の神社に関する文書です。

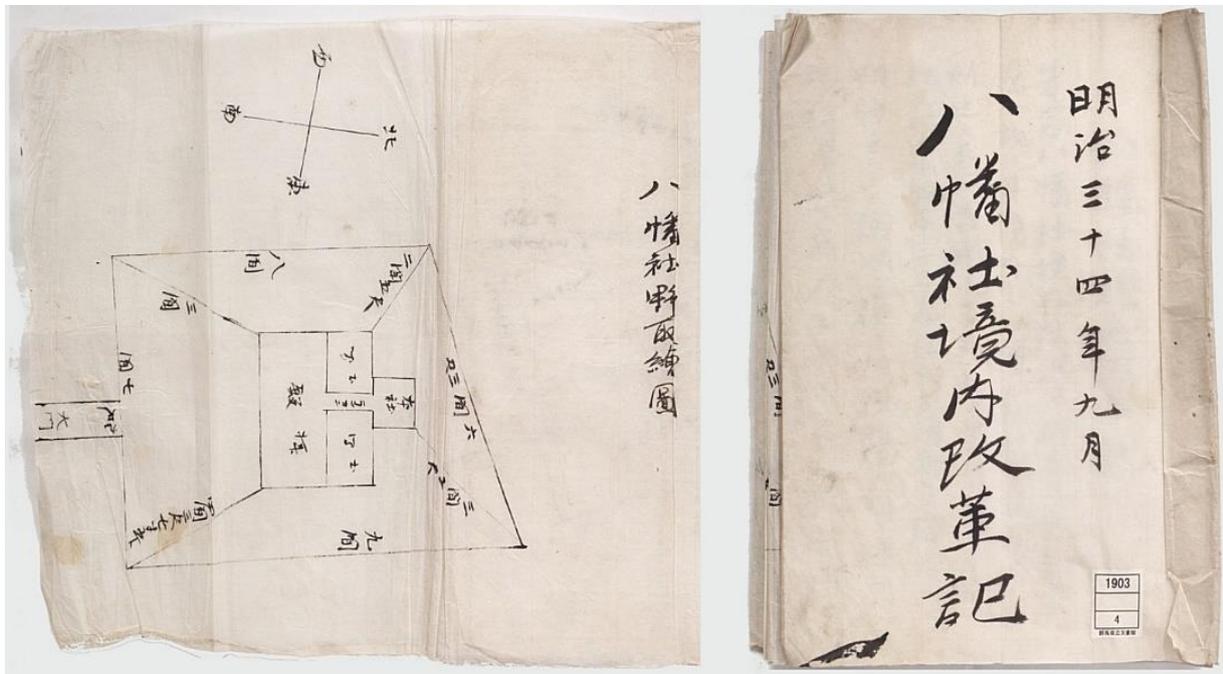
今回は「若宮八幡宮に関する文書」「若者組／青年会の文書」という2つの観点から5点の文書をご紹介します。



○若宮八幡宮に関する文書

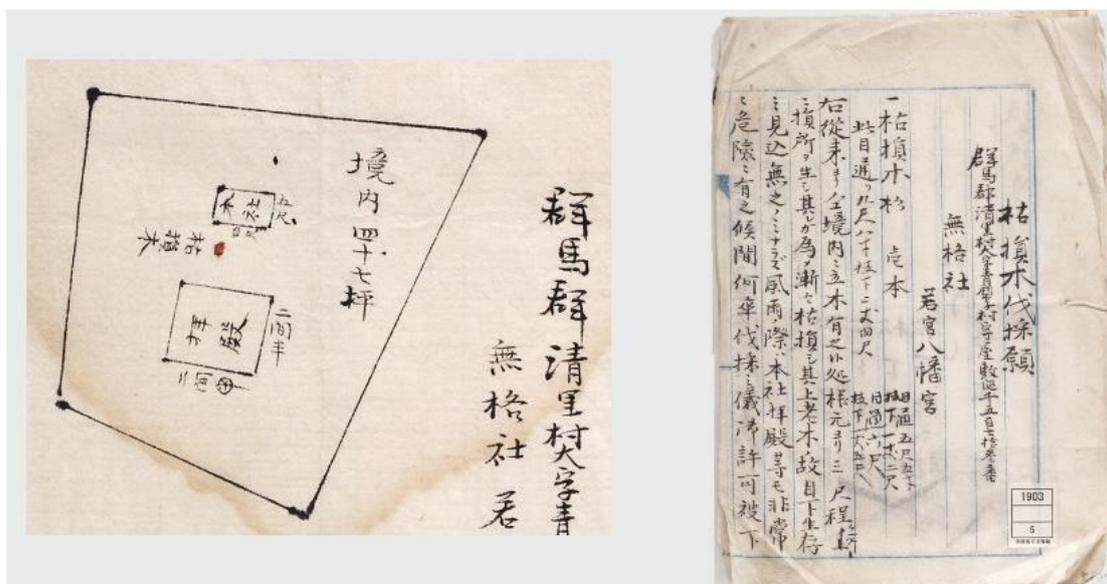
地域の人々が神社を守ってきた様子がうかがえます。また、図が付いているため、当時の様子を視覚的に理解できます。

	表題等	年代	作成者→宛先	形態・数量	文書番号等
15	八幡社境内改革記 (八幡社野取り絵図など)	明治34 (1901)年	区長 松下政右衛門、ほか47名	縦 1冊	若宮 八幡宮 4
	「改革」(除草作業など)により明確にされた境内の範囲や、本殿・拝殿などの様子がわかる絵図もあります。				



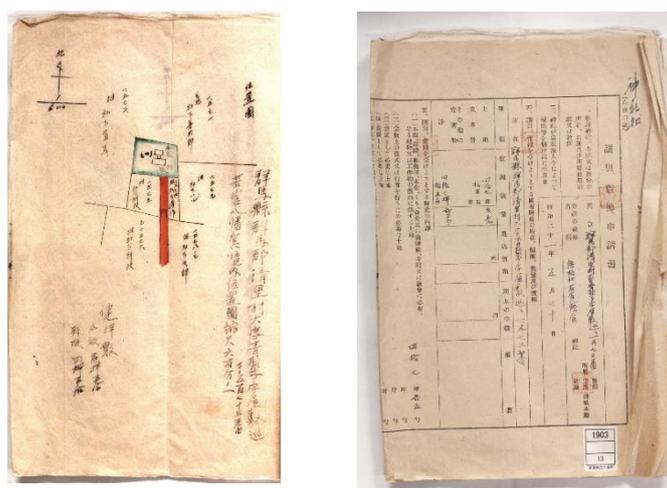
草木が繁茂したため整備を行い、境内の区画を明確にした「境内改革」について記録した文書です。図には本殿・拝殿・「ランカン」(欄干)・「大門」のほか、境内の面積などが記されています。

16	枯損木伐採願 (若宮八幡宮図面、ほか)	明治35 (1902)年	信徒惣代人 松下勘治郎、ほか4名 → 群馬郡長 今村眞橘	野 1綴	若宮 八幡宮 5
	枯れた「老木」の杉の位置が赤丸●で示されています。				



資料15の翌年に、境内の「枯損」した杉を伐採する許可を求めた文書です。図には本殿と拝殿の間に杉の位置（赤丸●）が示されており、神社の横に長い年月「老木」が立ち、景観を作っていたことがわかります。

17	譲與、売払申請書 (位置図、ほか)	昭和23 (1948)年	若宮八幡宮主管者 中島綱五 → 大蔵大臣 北村徳太郎	1級	若宮 八幡宮 13
	境内の敷地は緑色、参道は赤色に塗られ、建物や鳥居が記されています。				



第二次世界大戦後、若宮八幡宮の譲与を申請するため、大蔵大臣宛てに提出した書類の控えです（「売払」の語には赤線が引かれ、印が押されています）。図には緑色の敷地の中に本殿、拝殿、2棟をつなぐ建造物など、赤い参道に鳥居が記されており、わかりやすい図となっています。

○若者組／青年会の文書

18	議定書之事 (博奕の禁止、ほか)	安政3 (1856)年	若者連名 三根 造・増五郎・和 蔵、ほか28名	継 1 通	若宮 八幡 宮 2
地域の若者の決まり(博奕・買春の禁止など)です。一部には別の筆致で、明治時代のものと思われる語句が書き込まれています。					

村の若者（男性）が定めた決まりで、「博奕」（ばくち）、「遊女・買女」、悪口の禁止などが書かれています。末尾には若者らの署名があります。名前の下にある「へ」の字のようなマークは、各自が爪を押したものです（爪印）。

興味深いのは本文とは別の筆致で、明治以降のものと思われる次の語句が書き込まれていることです。

- ・「朝庭（朝廷）ノ御旨趣ヲ奉戴シ」（冒頭）
- ・「芸婦娼妓」（2つめの箇条書きの冒頭）

明治以降にも若者が風紀に関する規則を定めようとして、この文書を使おうとしたのかもしれませんが。



議定書の事

朝庭ノ御旨趣ヲ奉戴シ

御公儀様御触の通り、博奕の義は
前々より老若・子供に至る迄、壹銭・
式銭懸けの諸勝負成り共、決して致す間敷く候、
若又、取り定め相談の上も相構えず、貸
宿致し候もの之れ有らは、其の場の有り合わせの
品物取り上げ、役場へ訴え出さず候、隣家・
親類成り共、遠慮なく御仕法に取り行ふ
ものなり、後日決して致す間敷き事

芸婦娼妓

一 遊女・買女の義は勿論、連中申し
合わせ、互に吟味致し、一夜成りとも遊行致す間敷く候

(中略)

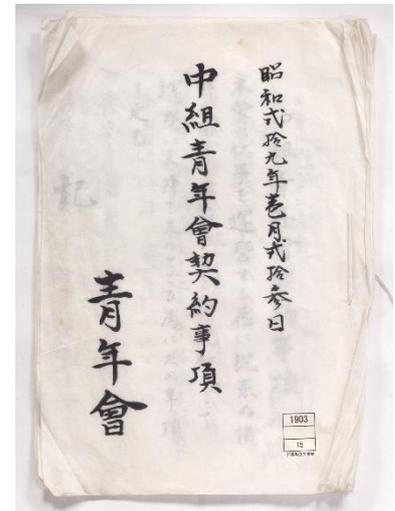
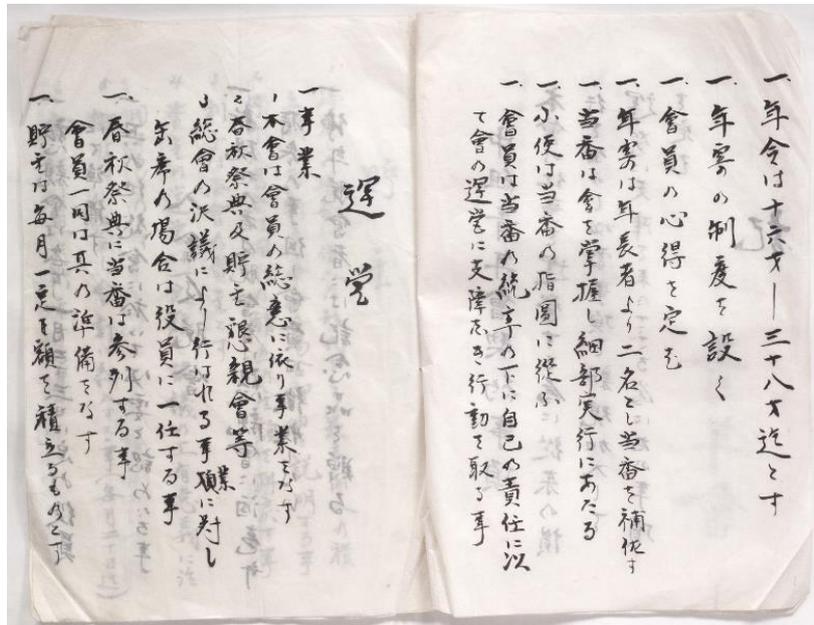
今般一同取り極めの上は、名々違変
申す間敷く候、之れに依り取り置き、右の通り
行ふものなり

安政三年二月日

若者連名

(後略)

19	中組青年会契約事項	昭和29 (1954)年	青年会	1綴	若宮 八幡宮 15
「中組青年会」の会員の年齢や、「春秋祭典」との関係など、当時の青年会の様子がわかる文書です。					



最後は、戦後の青年会の規則です。16～38才の者で構成されること（全員男性だと思われます）、「年寄」の制度を置くことなどが定められています。

また、「春秋祭典に当番は参列する事／会員一同はその準備をなす」と書かれており、神社の祭典に青年会が関わっていたことがわかります。

近年、伝統行事の担い手が高齢化している県内の様子や、前の資料「議定書之事」にうかがえる江戸時代の若者組のあり方とは違う点でも興味深い資料です。

ご高覧ありがとうございました！

当館の閲覧室では、どなたでも原本を手にとってご覧いただけます（一部は保存のため、複製物になります）。

※閲覧を希望される方へ

社会状況により利用方法や開館日等が変わりますので、事前に当館のHPでご確認ください。

